

## 寝屋川市内で感染力の強い「変異株」が拡大(4月2日)

市民の皆様

■国・大阪府は昨日（4月1日）、新型コロナウイルスの緊急事態宣言に準じた対策が可能となる「まん延防止等重点措置」を4月5日から5月5日までの1か月間、大阪市内を対象地域として適用することを決定しました。

■「まん延防止等重点措置」による市民の皆様への影響（要請）は、以下のとおりです。

- ・ 歓送迎会などを控えること
- ・ 飲食店等に対して5時から21時までの営業時間短縮
- ・ 大阪府外への不要不急の外出・移動自粛 など

※大阪府が「まん延防止等重点措置コールセンター」を設置しています。

電話：06-4397-3268（平日 9時30分～17時30分）

■寝屋川市は、対応フェーズを現在の【フェーズ3】を維持しますが、感染状況が悪化した場合には、学校園・保育所・公共施設等により強い措置を要請することがあります。

フェーズを変更する場合には、改めてお知らせします。

※【寝屋川市内で感染力の強い「変異株」が拡大】

寝屋川市内で感染力の強い「変異株」が広がっています。

（感染例）

寝屋川市役所内においても、マスクをするなど、感染対策を講じていましたが、変異株に感染した方と短時間接した職員1人が変異株に感染し、当該職員から他の職員3人に感染するなどの事例がありました。

変異株については、感染例でも示しているとおおり、感染力が極めて強く、また重症化リスクが高いと言われております。

市民の皆様には、これまで以上の徹底した感染対策をお願いします。

■準備が整い次第、防災行政無線やごみ収集車で変異株に対する注意喚起を開始します。

問合せ先

〈感染症全般に関すること〉

寝屋川市健康部新型コロナウイルス感染症対策室

電話 072-829-1210 (直通)

<その他>

寝屋川市危機管理部防災課

電話 072-825-2194 (直通)